

## 長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美  
同 今 村 嘉 昭

### 平成22年度実施監査結果

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象

平成21年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、富江病院、  
奈留病院、上五島病院、有川医療センター（有川病院）、  
奈良尾病院、対馬いづはら病院、中対馬病院及び上対馬病院）

##### 2 監査実施日

予備監査 平成22年 7月 6日～平成22年10月11日

委員監査 平成22年10月12日～平成22年11月 2日

##### 3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 津留崎 義 美  
同 今 村 嘉 昭

## 第 2 監査の結果

### 1 意見

#### ( 1 ) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

#### ( 2 ) 個別事項

##### 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、医師を始めとする医療従事者の確保が難しいこと、また、離島地域の人口減少等もあって患者数が年々減少していることなどから、病院経営は非常に厳しい状況にある。

公立病院に対する財政措置の拡充や医薬品等の共同購入の取組等により、昨年度から経常収支が大幅に改善しているが、このような状態が続くと、継続的で安定的な医療確保が困難になってくるものと思われる。

現在、平成 2 1 年 3 月に策定した病院改革プランに基づき、経営の効率化や病院再編・ネットワーク化に取り組まれているが、地域の事情を十分考慮しつつ、その着実な実行により、経営基盤強化とともに地域医療体制の確立に取り組む必要がある。

##### 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 153,559 千円で、前年度末に比し 15,835 千円減少（対前年度比 9.3%）している。

収納に相当の努力が認められる病院もあるが、依然として多額の未収金を抱えており、さらなる発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、未収金の適正な管理、回収に引き続き努める必要がある。

また、連帯保証人への督促や支払督促制度の活用など回収にさらに力を入れるべきであると思われる。

##### 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国の医療費削減に資するとして、平成 2 4 年

度末までに数量ベースで30%以上に引き上げるという政府方針がある。

当企業団では、主に入院患者の利用になるが、まだ病院によってバラツキが大きい。平成21年9月現在の全国平均が20.2%となっており、各病院で利用率の目標を定めるなど利用促進に取り組む必要がある。

#### 危機管理マニュアルの制定について

病院として適切な医療行為を行っていたにもかかわらず、その初発対応如何によって医療裁判へ発展するケースも考えられる。患者、家族の適正な理解を容易にするため、病院側の対応について、危機管理マニュアルを制定することが必要になっているのではないかと思われる。

#### 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品等の共同購入や医療機械等の共同入札等を進めるなど、企業団として経済性が発揮されるよう努めているが、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定に苦慮する事例がある。

地域内で共通するもの等については、共同で契約事務を検討するなど、より経済性が発揮されるよう努めるべきである。

## 2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

### 【精神医療センター】

#### 1. 未収金について

過年度未収金の回収については、一部努力されているが、最低年に1回は全未納者に対し訪問・電話・文書催促など行うこと。

また、年度が古いものから、順次計画的に精査し、収納が不可能なものについては、不納欠損処分を検討すること。

### 【島原病院】

#### 1. 未収金について

未収金の管理・回収については努力されているが、総額が多額に上ることから、発生の防止と発生後の早期の回収に一層努力すること。

また、やむを得ず不納欠損処分に至る場合が想定されるので、その判断の基準になる事象について、整理簿上記載漏れがないように留意すること。

## 2．前金払について

前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。

### 【五島中央病院】

#### 1．未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。過年度未収金残高は増加しているが、訪問回収を増やすなど努力されている。

引き続き未収金の管理・回収に努めること。

#### 2．前金払について

前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものが見受けられるので、適切な事務処理を行うこと。

### 【富江病院】

#### 1．未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については大変努力されているが、引き続き努力すること。

### 【奈留病院】

#### 1．未収金について

未収金の回収については、分納による徴収など努力されているが、大幅な増加が見られるので、より一層の努力をすること。

同一人が重ねて未収金を発生しているケースが多いので、整理簿上での管理徹底を期すること。

#### 2．更新条項のある委託契約で、平成21年度の契約書及び契約に係る伺い文書がないものが1件あったので、適切な事務処理を行うこと。

### 【上五島病院】

#### 1．未収金について

未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されている。特に平成20年度発生分については、相当の努力が認められる。

今後とも回収に努力されるとともに、新たな発生の防止に努めること。

## 2. 契約関係について

更新条項のある委託契約で、平成21年度分の契約書が作成されていないものが2件あったので、適切な事務処理を行うこと。

### 【上五島病院附属診療所有川医療センター】

#### 1. 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。

### 【奈良尾病院】

#### 1. 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、引き続き現状を維持できるよう努力すること。

2. 更新条項のある委託契約で、平成21年度の契約書及び契約に係る伺い文書がないものが1件あったので、適切な事務処理を行うこと。

### 【対馬いづはら病院】

#### 1. 未収金について

未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されているが、引き続き努力すること。

過年度未収金が多額に上っていることから、年度が古いものから順次計画的に精査し、収納が不可能なものについては、不納欠損処分を検討すること。

#### 2. 前金払について

前払金の精算について、期限である用務の終了後7日以内となっていないものや、領収書の添付がないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

### 【中対馬病院】

#### 1. 未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。

### 【上対馬病院】

#### 1．未収金について

未収金の管理・回収は適正に処理されている。

未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。

#### 2．契約関係について

修繕工事で、施行伺いがなく見積書を徴取し、施行がなされているものが1件あったので、適切な事務処理を行うこと。

#### 3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

- ・精神医療センター 2件
- ・島原病院 0件
- ・五島中央病院 0件
- ・富江病院 3件
- ・奈留病院 4件
- ・上五島病院 2件
- ・有川医療センター 1件
- ・奈良尾病院 1件
- ・対馬いづはら病院 1件
- ・中対馬病院 2件
- ・上対馬病院 0件